

そうだそうち

営業指令電話回線が全線の駅（ホーム・運転事務室等）・車掌所・*乗車券センター・*団体輸送センター等関係箇所と直接に連絡できるよう設備され、さらに全線の列車には業務用・公衆用*列車無線により乗務中の車掌と直接指令できるようになっている。

3 施設指令(写真-3)

施設指令では線路が毎日良好な状態に保たれ、200km/hの高速運転が異状なく行なえるようにするため、次のような仕事を行なっている。すなわち東京・新大阪間の線路が正常に保たれていることを知っておくため、全線を定期的に走行している高速*軌道試験車の記録の要箇所をつかみ、また、列車で列車動揺を測定している人や、全線を徒歩巡回している人々からの異状報告を受ける。これらの報告により、必要に応じて緊急巡回の指令を行なったり、他の指令と打合せのうえ、列車の徐行や停止の手配を行ない、また、場合によっては緊急保守の指令を行なう。

定例的な作業としては、毎晩列車の走らない夜間の時間帯で行なっている線路の保守作業について、開始と終了の連絡、確認を関係指令と連絡をとりながら行なうほか、保守作業に必要な調整も行なう。



写真-3 施設指令

事故、災害の場合には、迅速正確に状況をつかみ、関係指令と連絡のうえ列車の徐行や停止手配をとる一方、施設関係機関に災害警備上の連絡や応急および復旧作業の指令を行なう。

4 電気指令(写真-4)

電気指令は、列車の正常運転と作業安全の確保のため、変電所・き電区分所および電車線路などの電気運転設備の運転とその統制業務を行なう。

このため、総合指令所内には中央電気指令室を、東京・静岡・名古屋・大阪の各*電気所に地区電気指令室を設置し、前者は指令当直業務と計画、運用業務も行なっている。

この計画、運用業務は、総合指令所内他指令、関係鉄道管理局の電気指令、関係電力会社の給電所および地区電気指令と専用の指令電話回線により指令、連絡を行なうとともに、変電所遠方監視制御装置(遠制盤)で2箇所の周波数変換変電所の送電側主回路と全線25箇所のき電用変電所および22箇所のき電区分所(計49箇所)の機器を操作し、これら電力システムの運用を行ない、かつ常時設備の監視を行なっている。



写真-4 電気指令

事故または災害の場合には、遠制盤の表示により、あるいは現地よりの緊急異状報告により、直ちに異状の発生およびその状況をはあくし関係指令と連絡し、予備回線・予備機器の運転、系統変更または緊急き電停止などを行なうとともに地区電気指令に事故復旧に関する指令を行なう。

また、日常の保守作業のため停電作業計画の調整および立案を行ない、その実施について関係指令と連絡のうえ受電または、き電停止の操作を行ない、地区電気指令、あるいは直接作業責

任者と作業着手および終了について確認し、作業のはあくを行なう。

そのほか変電所負荷実績の記録、事故通報の作成、報告、保護継電器その他機器の調整値の整定、異常気象の情報および緊急に行なう指令間連絡事項の電気所への伝達を行なう。

なお地区電気指令では、中央電気指令と連絡し電気所担当区域内のき電停止に関する事項の調整および、き電停止作業の着手、終了の確認ならびに事故時における速報、巡回指令および手配等を行なう。

5 信号指令(写真-5)

信号指令では運転指令員が、その耳・目あるいは手として、東京・新大阪間の列車運転を安全、かつ能率よく行なうための*自動列車制御装置(A.T.C.)・列車集中制御装置(C.T.C.)等の信号保安装置が異常なく動作しているかどうかを常に監視し、万一異常が認められた場合、現地の信号保安設備の保安要員にその状況および修理方を指示すると同時に、運転手配が安全、迅速に行なえるよう、運転指令に運転規制の程度を通告したり、他系統指令間の連絡調整および報告を行なう。

また、信号保安設備の検査、調整、修理、および交換等の保守業務を行なう場合、列車運転の状況、作業の内容を技術的に判断し、また、必要によっては他系統指令と協議して、施行時期・時間帯・手続および他系統との作業調整を行ない、安全に作業が施行され列車運転に支障を与えないようにするための作業統制を行なう。

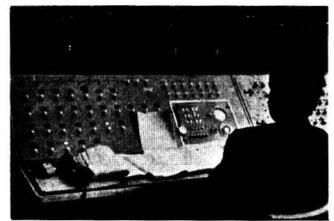


写真-5 信号指令

これらに付随して事故、故障、不良機器についての統計資料を整理分析し、要注意箇所、要注意設備のはあくおよび対策への基礎資料としている。

6 通信指令(写真-6)

通信指令では列車運転に必要なC.T.C.、C.S.C.等の伝送路としての同軸搬送、列車運転の安全と高能率運転に使用されている列車無線電話等の電気通信系の保守、統制のため次のような業務を行なっている。

(1) 通信系の品質の維持を行なう品質管理統計よりみて、管理限界外に出たとき、あるいは事故などが発生して、系に支障をきたしたときなど、その復旧の指令を行なう。



写真-6 通信指令

(2) 系統の運用を行なう。事故その他により臨時に回線の構成変更、う回構成が必要な場合、関係業務機関との連絡をとり、その手配を行なう。

(3) 作業の統制を行なう。各電気所内または、他関係機関で行なう検査、工事、その他の作業計画の承認、関係箇所への連絡、作業実施の確認を行なう。このため支社内の通信指令とともに静岡・名古屋・大阪の各電気所にそれぞれ地区通信指令が設けられている。(高橋正衛・和田周作・立松俊彦・井出富雄・宮崎洋一・柴宮 勘太郎・宗形 忠)

そうだそうち 操だ装置 船の進路を保持または方向を変える装置で、操だ(舵)室の操だ輪を回転することにより伝達